

第4次印西市男女共同参画プラン 骨子案

令和5年5月

印西市

計画の構成

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨・背景.....	2
2. 計画の位置付け・期間.....	5
3. 計画の策定体制(予定を含む).....	7
第2章 印西市を取り巻く現状.....	9
1. 統計にみる本市の現状.....	10
2. 意識調査にみる本市の現状.....	21
第3章 基本計画（令和元年度～令和10年度）.....	31
1. 計画の基本理念と計画の目標.....	32
2. 計画の体系.....	33
第4章 実施計画（令和元年度～令和10年度）.....	34
第5章 推進体制.....	34
第6章 資料編.....	34

※新たに記載・修正した箇所には、波線を付しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

(2) 男女共同参画を取り巻く近年の主な国・県の動向

① 国の動向

国においては、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、計画を見直しながら男女共同参画の推進に取り組んでいます。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会的・政治的・経済的システムにおける女性の脆弱性が明らかになる中、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画の中では、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」とどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであるとされました。

国の「SDGs アクションプラン 2022」における、8つの優先課題の1点目としても「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が挙げられ、SDGsの達成に向けての重点として位置づけられています。

様々な取組にもかかわらず、日本のジェンダーギャップ指数(GGI)は146か国中116位と低い順位にとどまっている状況です。

【「第5次男女共同参画基本計画」の期間】

「基本認識」は令和12年度末までの10年間

「施策の基本的方向」及び「具体的な取組み」、「成果目標」は令和7年度末までの5年間

ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

世界経済フォーラムが公表する、ジェンダーによる格差を表したもので、0が完全不平等、1が完全平等を表しています。「経済」、「教育」、「保健」、「政治」の分野毎のデータをもとに、総合順位を算出しています。

2022年、日本は0.650という結果で、総合順位は、146か国中116位(前回は156か国中120位)と、前回と比べほぼ横ばいの順位となりました。日本は、「教育」、「健康」の順位は世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位が低くなっています。

SDGs とは

SDGs とは持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の目標として、2015年9月に開催された国連サミットで採択されました。

目標5「ジェンダー平等を実現しよう」には、9つのターゲットが盛り込まれており、「あらゆる場所における全ての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」などの内容が示されています。



◆DVの防止

平成13年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)が公布されました。その後、平成16年、平成19年の改正を経て、平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。また、令和5年に閣議決定された改正法においては、精神的に重大な危害を受けるおそれ大きい場合にも、保護命令の申し立てが可能となったほか、保護命令の期間延長、命令に違反した場合の罰則の引き上げなど、取り組みが強化されました。

◆女性活躍の推進

平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が300人を超える民間事業主に義務付けられ(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められてきました。女性活躍推進法の令和元年の改正により、一般事業主行動計画の策定の対象が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されたほか、自社の女性活躍に関する情報公表の義務が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に課され、令和4年から施行されました。

◆政治分野における男女共同参画の推進

平成 30 年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国政及び地方議会の選挙において、政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すよう規定されています。

②千葉県の動向

千葉県では、平成 13 年に「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

また、平成 18 年には、「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」が策定されました。

その後、第2次、第3次、第4次計画を経て、令和3年に「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、この計画を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策を設定しています。

【「第5次千葉県男女共同参画計画」の期間】

令和3年度から令和7年度までの5年間

◆DVの防止

また、令和4年には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」を策定しました。第5次千葉県男女共同参画計画、千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)においては、SDGsの達成に向けた包括的な取組に貢献する計画であることが明記されました。

(3)計画策定の必要性

本市では、平成 16 年に「印西市男女共同参画プラン」を策定し、平成 26 年には本市の現状と課題を踏まえて施策内容を見直した「第2次印西市男女共同参画プラン」(以下「第2次プラン」という。)、平成 31 年には「第3次印西市男女共同参画プラン」(以下「第3次プラン」という。)を策定しました。第2次プラン以降では、「DV防止法」に基づく「DV防止基本計画」、第3次プラン以降では「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」としても位置付けています。

男女共同参画推進にかかる基本的な考え方については継続したうえで、近年の社会変化等を踏まえ、「第4次印西市男女共同参画プラン」(以下「本プラン」という。)を策定するものです。

本プランは、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間とする第3次男女共同参画プランの基本計画を引き継ぎ、実施計画を中心に見直しを行ったものです。

2. 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

- 本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次千葉県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、令和3年度からの「印西市総合計画(基本構想・第1次基本計画)」や本市における他の個別計画との整合性を図り、基本的な方針と具体的な取組を示すものです。
- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び第4項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」にあたるもので、基本的な方針を示した基本計画と、具体的な取組内容を示した実施計画で構成されています。
- 本プランを、「DV防止法」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」として位置付けます。
- 本プランは、令和4年度に実施した市民対象調査の結果や、毎年度本市でとりまとめている「第3次印西市男女共同参画プラン進捗状況報告書」に基づく進捗状況や課題を反映しています。
- 学識経験者や市民の代表等から構成された「印西市男女共同参画推進委員会」にご意見を伺い、計画に反映しています。

(2) 計画の期間

基本計画(第3章)は、令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

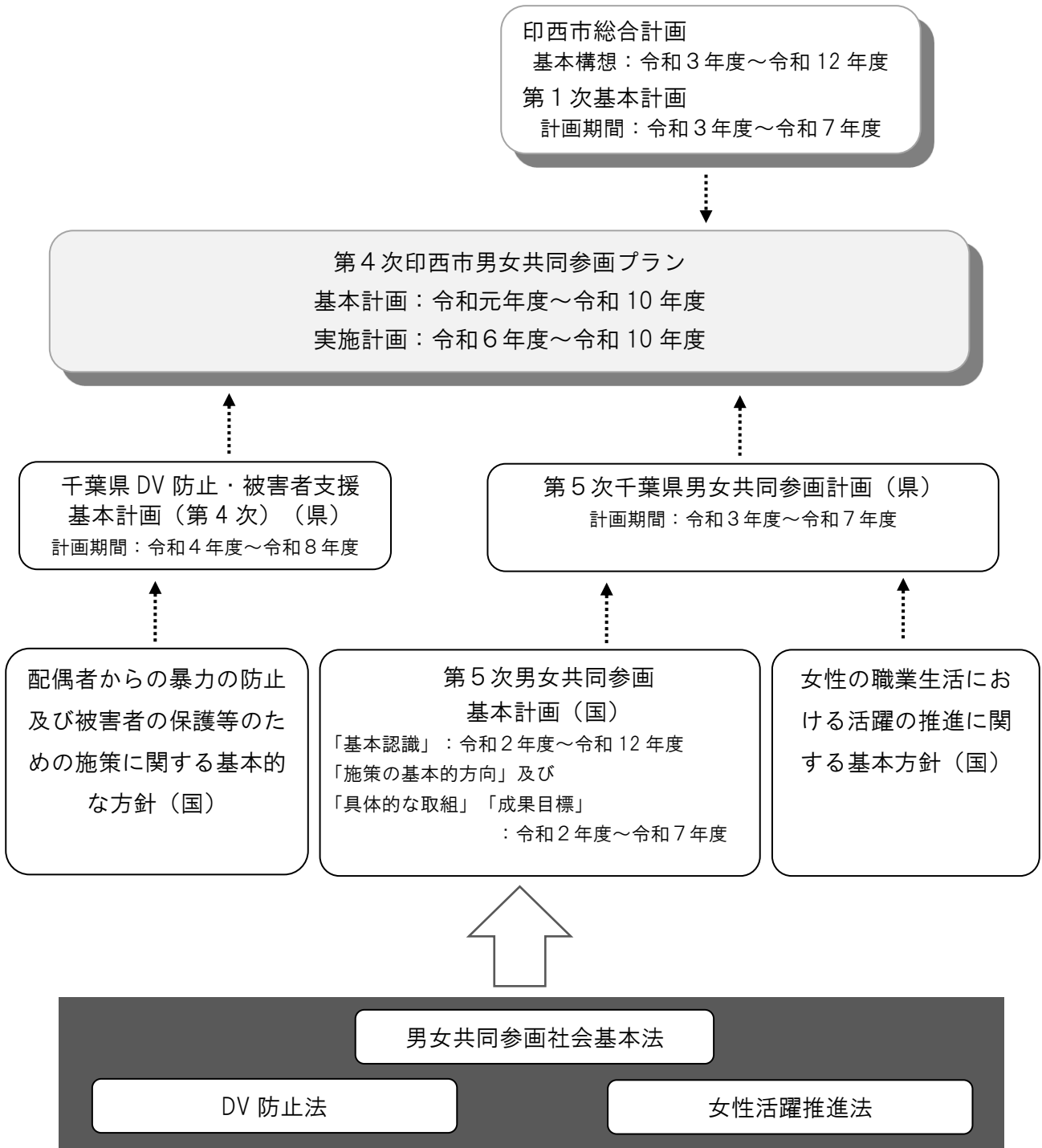
実施計画(第4章)は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

計画期間中に、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うことがあります。

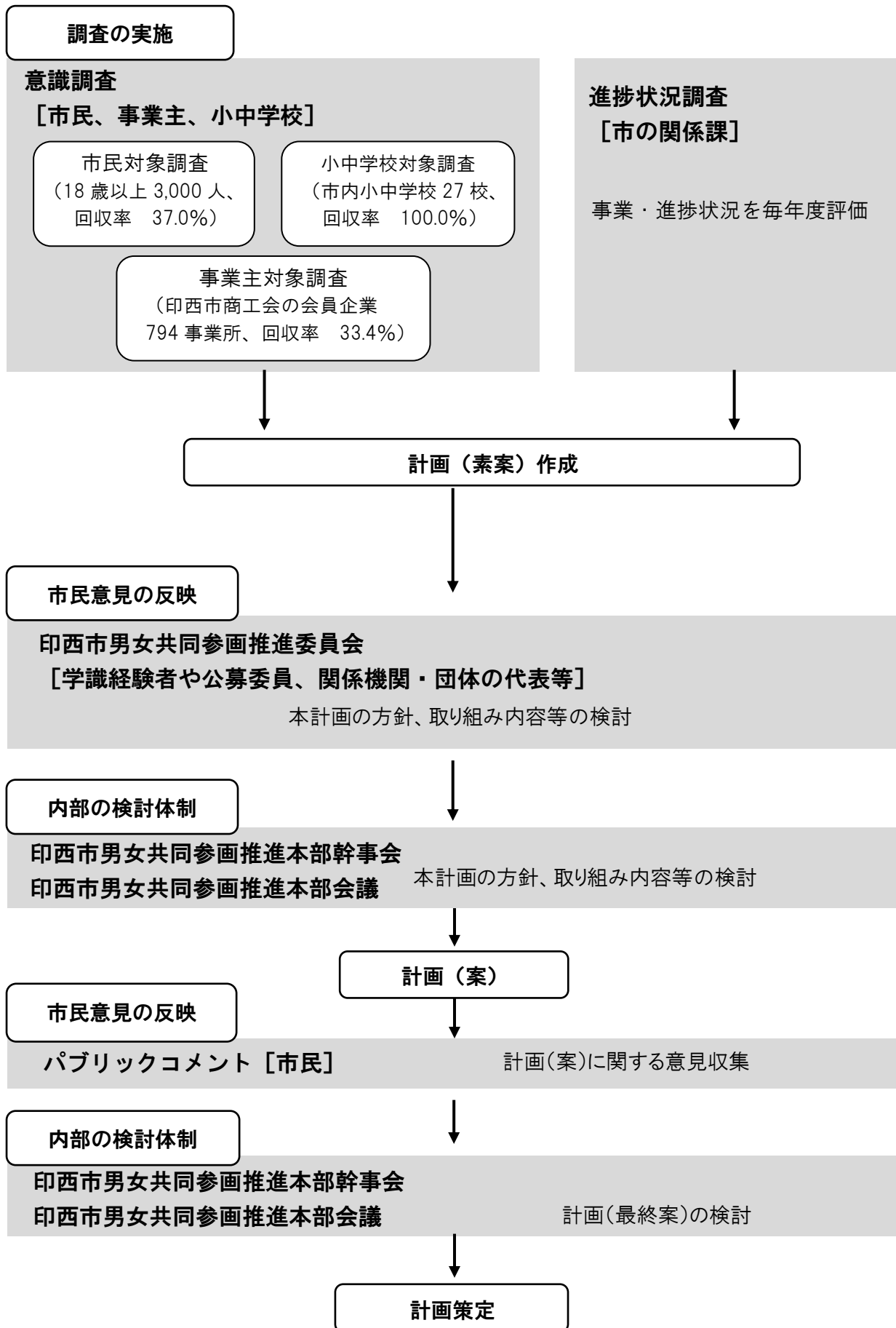
【計画期間イメージ】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
基本計画	令和元年度～令和10年度									
実施計画	令和元年度～令和5年度					令和6年度～令和10年度				

◆計画の位置付けと計画の期間



3. 計画の策定体制(予定を含む)



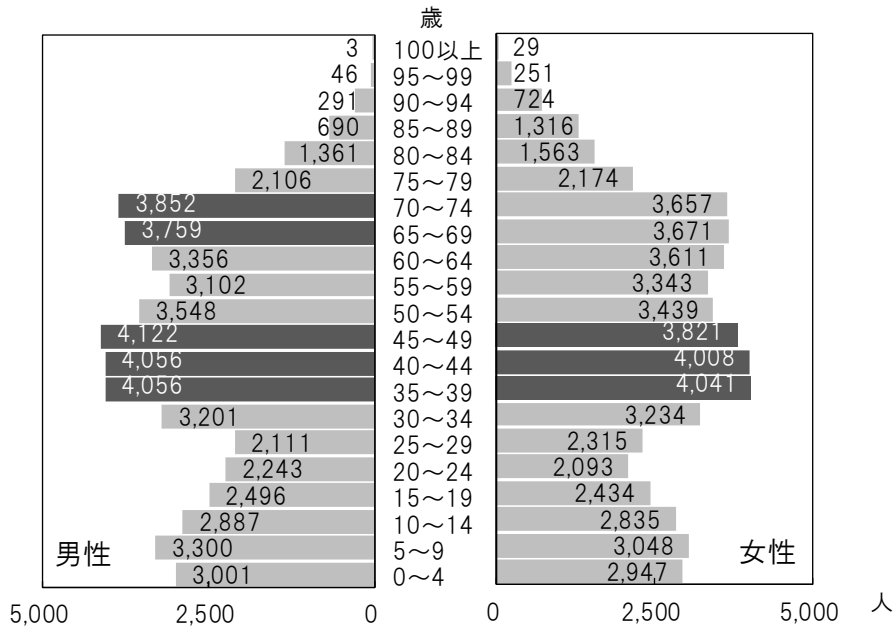
第 2 章 印西市を取り巻く現状

1. 統計にみる本市の現状

(1) 人口や世帯の状況

- 男女別の人口は、男性では 35～49 歳、65～74 歳が、女性では 35～49 歳が占める割合が高くなっています。

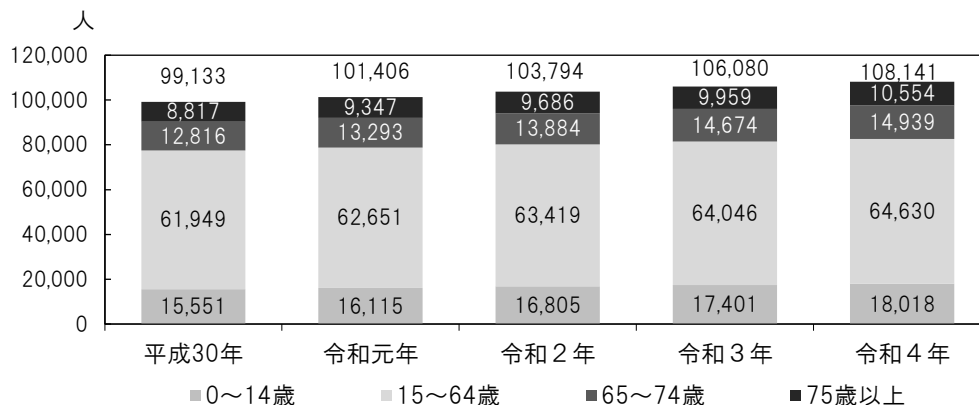
◆5歳階級別人口ピラミッド(印西市)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口調査(令和4年4月1日現在)

- 人口は平成 30 年以降一貫して増加しており、いずれの年齢層も増加し続けています。令和5年1月には、人口が 110,000 人を突破しました。

◆年齢4区分人口の推移(印西市)

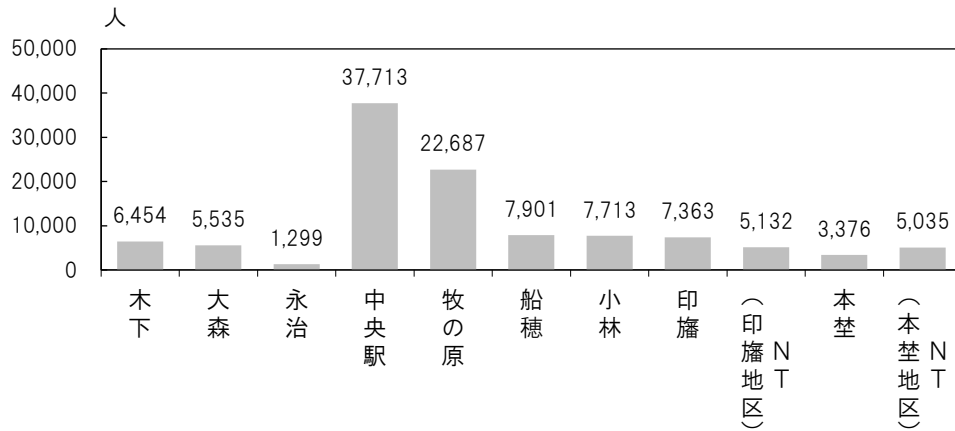


出典：千葉県年齢別・町丁字別人口調査(各年4月1日現在)

※本計画内では、平成31年1月1日～4月30日までを含み、「令和元年」と表記しています。

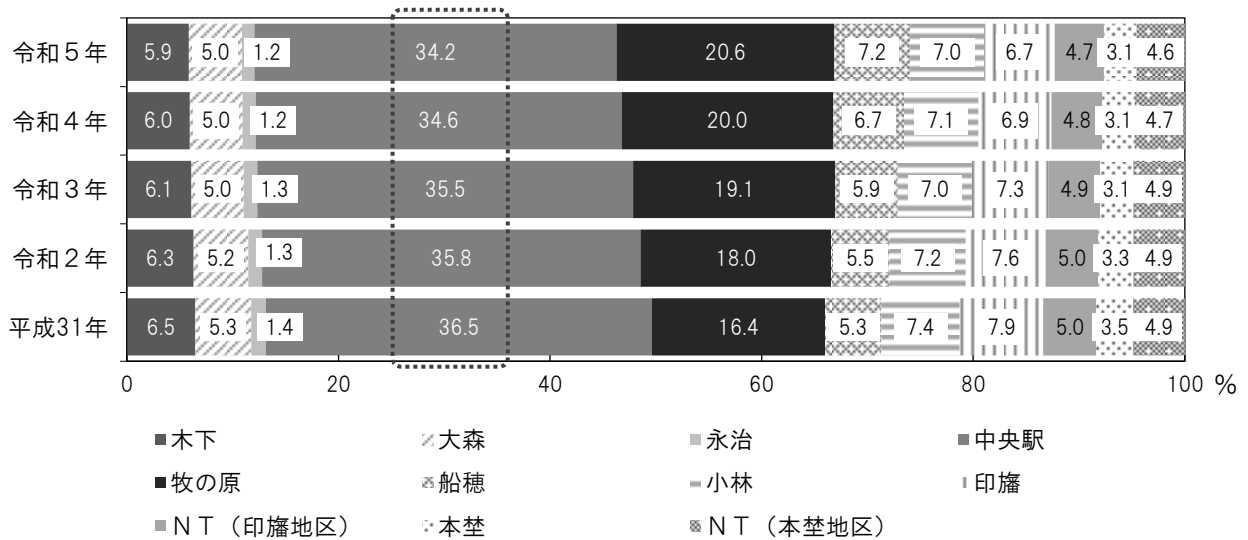
- 地区別の人口は、中央駅地区が最も多く、次いで、牧の原地区となっています。割合で見ると、中央駅地区が、全体の3割以上を占めています。平成31年以降では、牧の原地区、船穂地区で割合が増加しています。

◆地区別の人口(印西市)



出典:住民基本台帳(令和5年3月31日現在)

◆地区別の人口割合の推移(印西市)

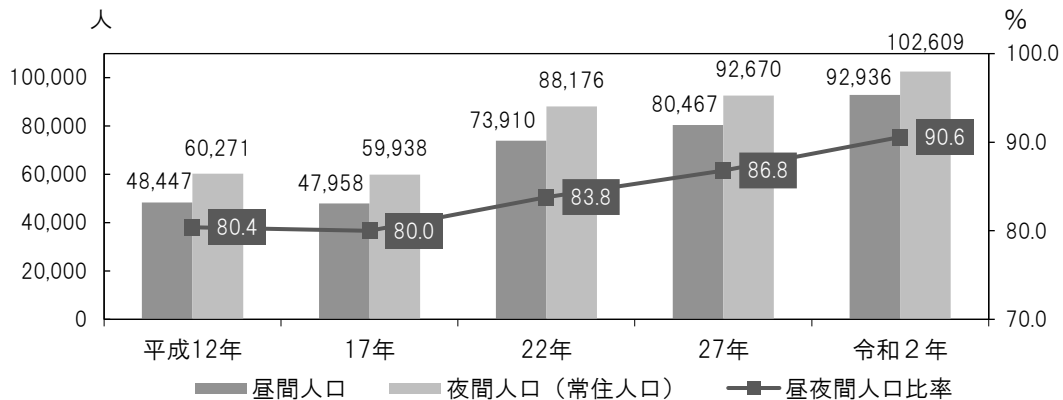


出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)

地区名	大字名	地区名	大字名
木下地区	木下、木下南一～二丁目、竹袋、別所、宗甫、平岡、木下東一～四丁目	小林地区	小林、小林北一～六丁目、小林浅間一～三丁目、小林大門下一～三丁目
大森地区	大森、鹿黒、鹿黒南三丁目、亀成、発作、相嶋、浅間前	印旛地区	瀬戸、山田、平賀、平賀学園台一～三丁目、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田
永治地区	浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉	NT(印旛地区)	美瀬一～二丁目、舞姫一～三丁目、若萩一～三丁目
中央駅地区	小倉台一～四丁目、大塚三丁目、牧の木戸一丁目、木刈一～七丁目、内野一～三丁目、武西学園台一・三丁目、原山一～三丁目、高花一～六丁目、戸神台一～二丁目、中央北二丁目、中央南一～二丁目	本埜地区	中根、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、笠神、行徳、川向、下菅根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林
牧の原地区	東の原一～三丁目、西の原一～四丁目、牧の原四～六丁目、原二～四丁目	NT(本埜地区)	滝野一～七丁目
船穂地区	武西、戸神、船尾、松崎、松崎台二丁目、結縁寺、多々羅田、草深、泉		

- いずれの年も夜間人口(常住人口)が昼間人口を上回っています。昼夜間人口比率は平成 22 年以降上昇傾向にあり、令和2年では 90.6%となっています。

◆昼間・夜間人口及び昼夜間人口比率の推移(印西市)

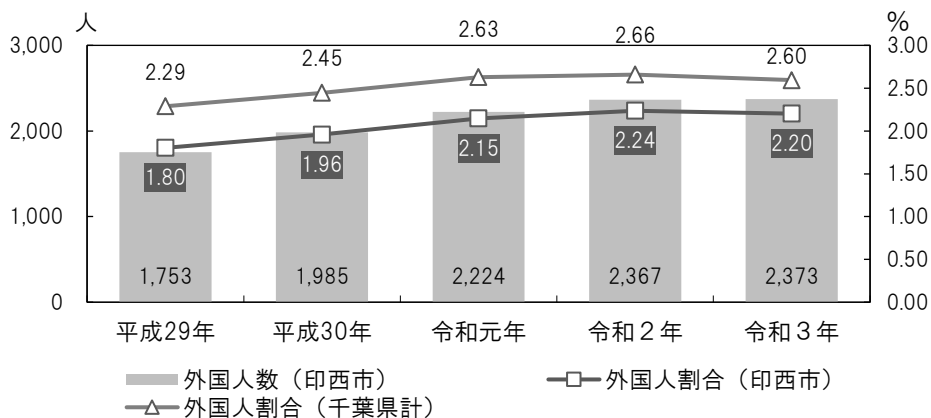


出典:国勢調査

※平成 17 年以前は印西市のみの数値(印旛村・本埜村を含まない)。

- 本市の外国人数は年々増加しています。また、人口に占める外国人割合は、県と比較すると低いものの、年々上昇しています。令和2年から3年にかけては県、本市ともにわずかに減少しています。

◆外国人数と割合の推移(県比較)

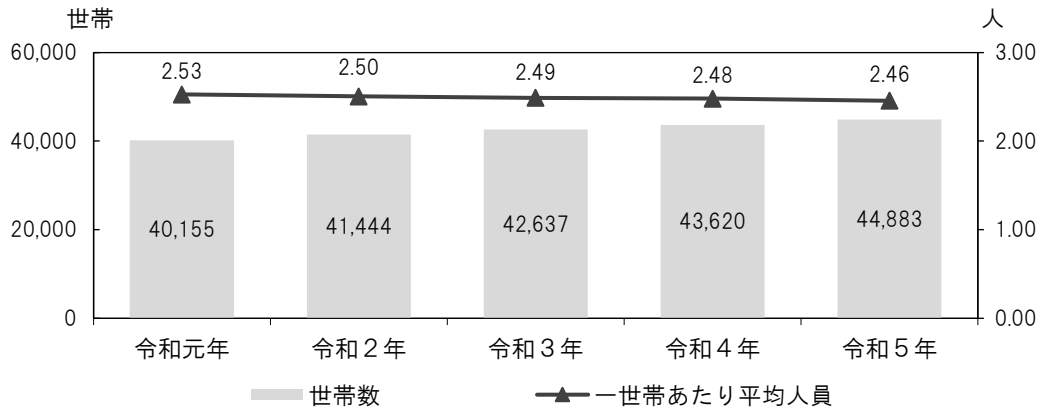


出典:住民基本台帳(各年 12 月末)

※割合算出の基にした千葉県は、翌年1月1日現在。

- 世帯数は、増加で推移しています。一方、一世帯あたり平均人員は減少傾向にあります。

◆世帯数と一世帯あたり平均人員の推移(印西市)



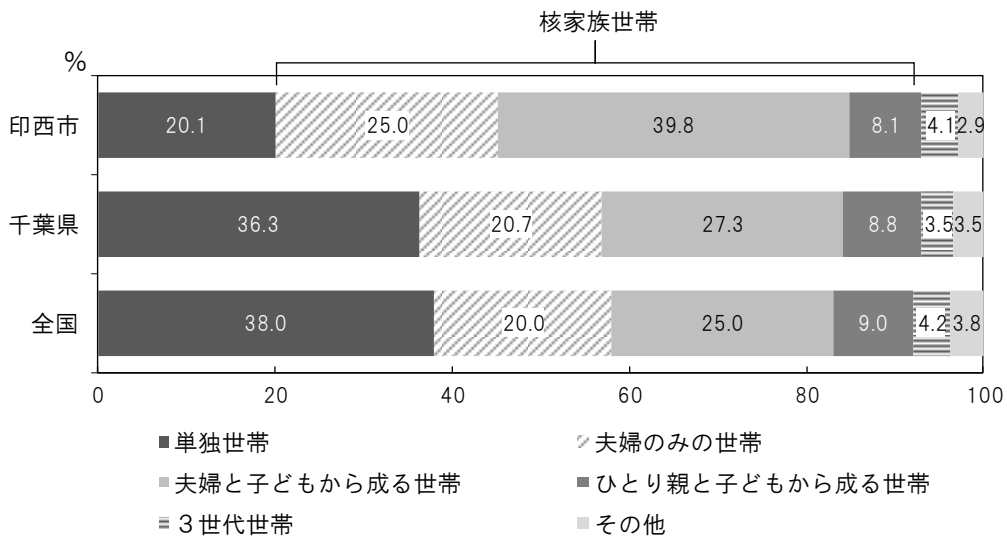
出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)

※外国人を含む。

※本計画内では、平成31年1月1日～4月30日までを含み、「令和元年」と表記しています。

- 世帯類型は、全国、千葉県と比較して、本市では「単独世帯」が20.1%と少なく、「核家族世帯」が72.9%と多くなっています。核家族世帯の内訳を見ると、国、県と比較して、特に「夫婦と子どもから成る世帯」が39.8%と多くなっています。

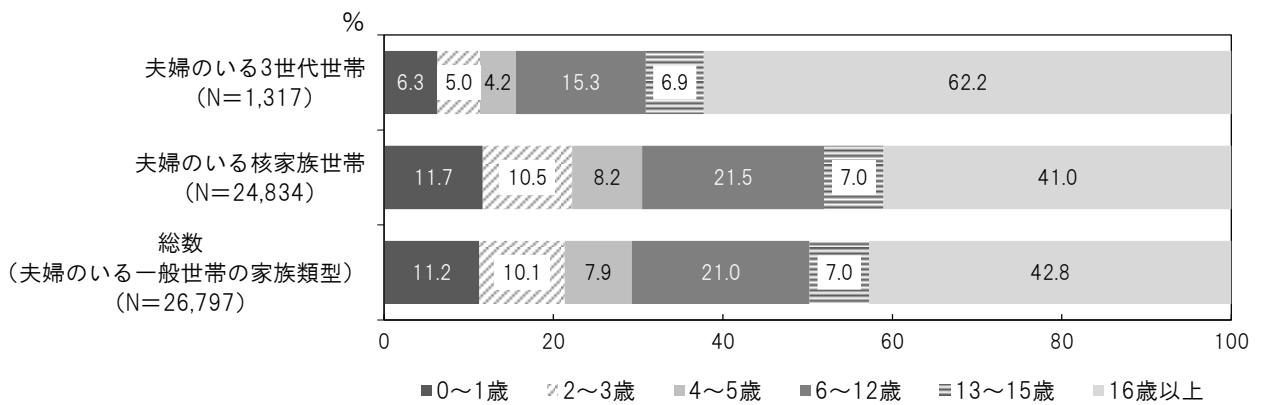
◆世帯類型の比較(国・県比較)



出典:国勢調査(令和2年)

- 世帯類型ごとに最年少の子どもの年齢を見ると、「夫婦のいる核家族世帯」では「0～5歳」が30.4%、「6～12歳」が21.5%を占め、いずれも「夫婦のいる3世代世帯」よりも高い割合となっています。

◆最年少の子どもの年齢(夫婦のいる一般世帯、子どもあり)



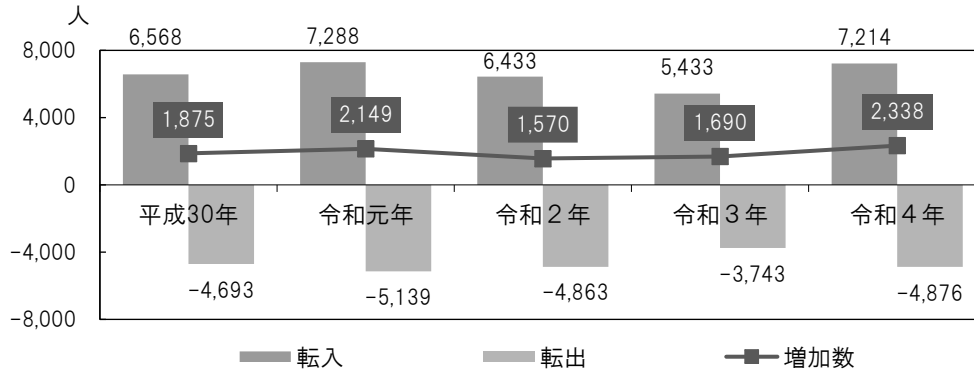
出典：国勢調査(令和2年)

※「夫婦のいる一般世帯」のうち、それぞれの家族類型について、「子どもあり」世帯を100.0%として算出。

(2)人口動態の状況

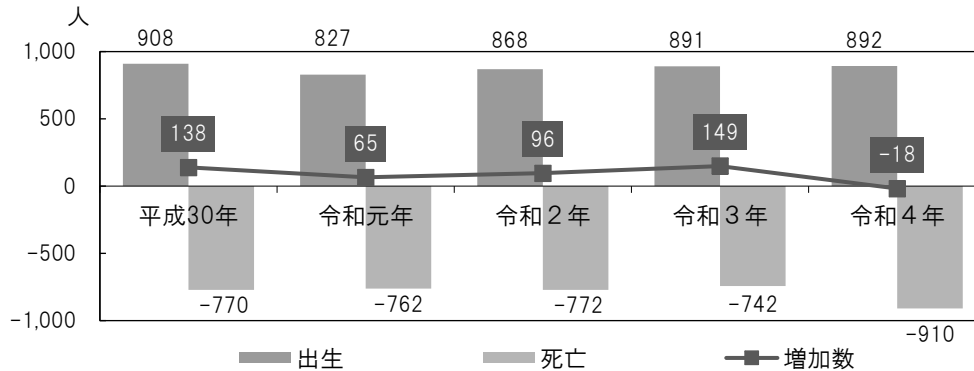
- 社会動態は、転入が転出を上回る社会増で推移しています。転入数は令和2年から令和3年でやや減少しましたが、令和4年には7,214人と平成31年の水準に戻っています。
- 自然動態は、出生が死亡を上回る自然増で推移していましたが、令和4年には近年で初めて自然減となっています。

◆社会動態の推移(印西市)



出典:千葉県毎月常住人口調査年報(各年1月1日から翌年1月1日)

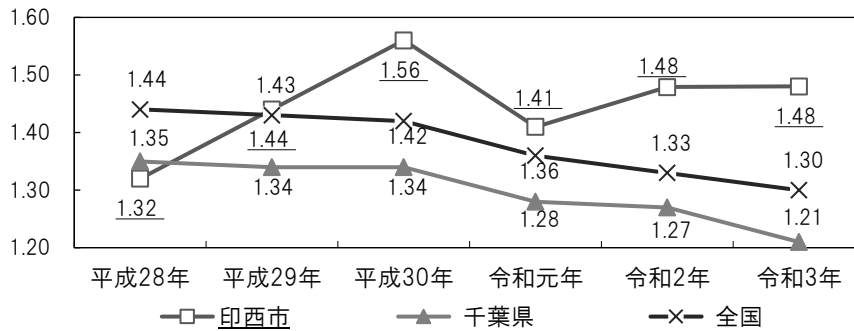
◆自然動態の推移(印西市)



出典:千葉県毎月常住人口調査年報(各年1月1日から翌年1月1日)

● 合計特殊出生率は、令和元年以降、国、県を上回って推移しています。

◆合計特殊出生率の推移(国・県比較)

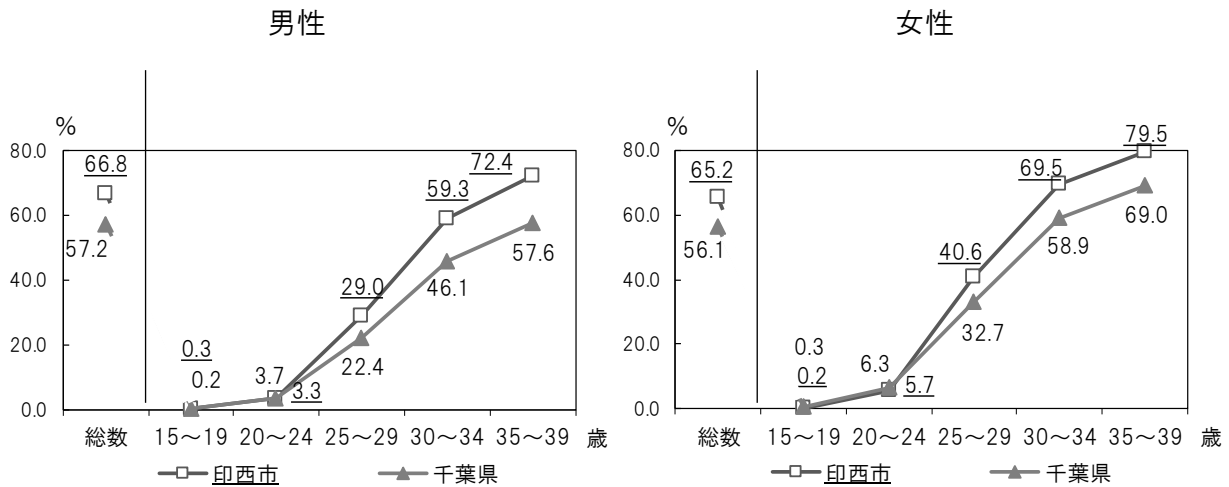


出典：人口動態統計

※印西市については、平成17年以降(平成22年及び平成27年を除く)は「【日本人人口】住民基本台帳年齢階級別人口(総務省)を用いて数値を算出したもの。

● 有配偶率は、男女ともに25～39歳で県を上回っています。

◆男女5歳階級別の有配偶率(県比較)

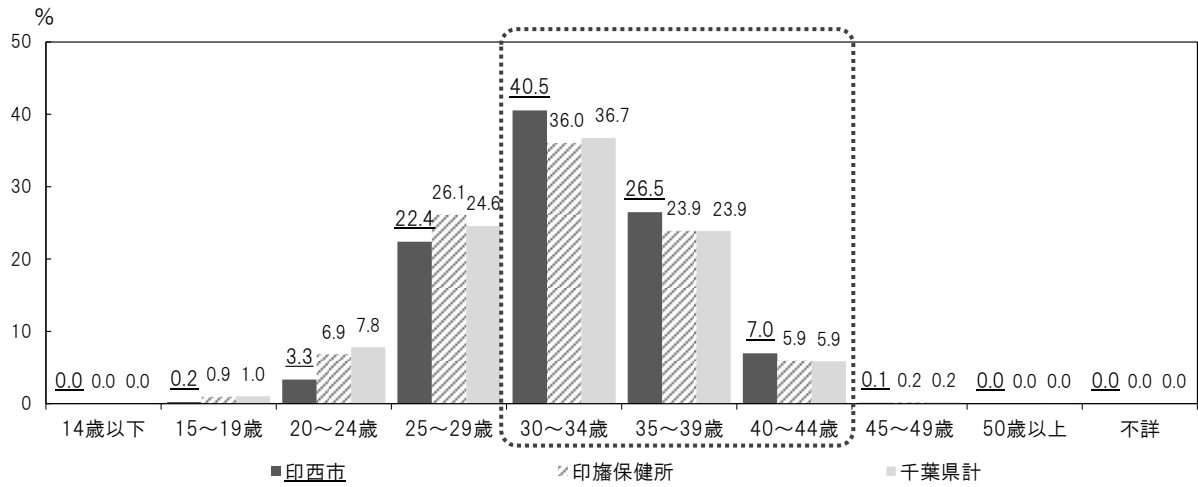


出典：国勢調査(令和2年)

※総数は、15歳以上人口に占める有配偶者数の割合を表す。

- 母の年齢階級別に出生数の割合を見ると、本市では30～44歳の年齢階級で印旛保健所、千葉県計を上回っています。

◆母の年齢階級別出生割合(保健所・県比較)



(歳)	総数	14以下	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50以上	不詳
印西市	876	0.0	0.2	3.3	22.4	40.5	26.5	7.0	0.1	0.0	0.0
印旛保健所	4,086	0.0	0.9	6.9	26.1	36.0	23.9	5.9	0.2	0.0	0.0
千葉県計	45,387	0.0	1.0	7.8	24.6	36.7	23.9	5.9	0.2	0.0	0.0

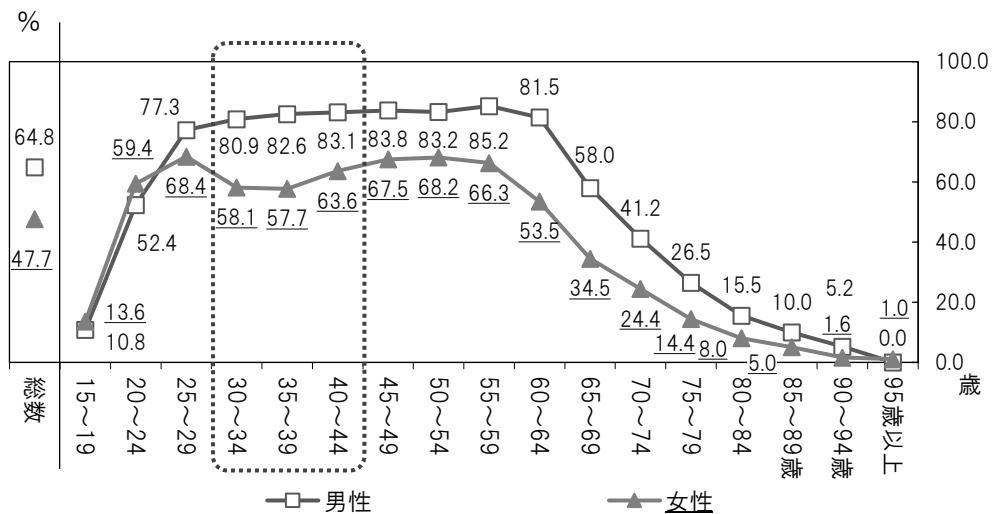
出典:令和3年千葉県衛生統計年報(人口動態調査)

※印旛保健所、千葉県計よりも高い場合に網掛けをしている。

(3)就業等の状況

- 就業率は、総数で見ると男女で約20ポイントの開きがあります。20～29歳では男女間の差は小さいものの、30～44歳では差が大きくなり、女性の就業率は5割台後半から6割台前半となっています。

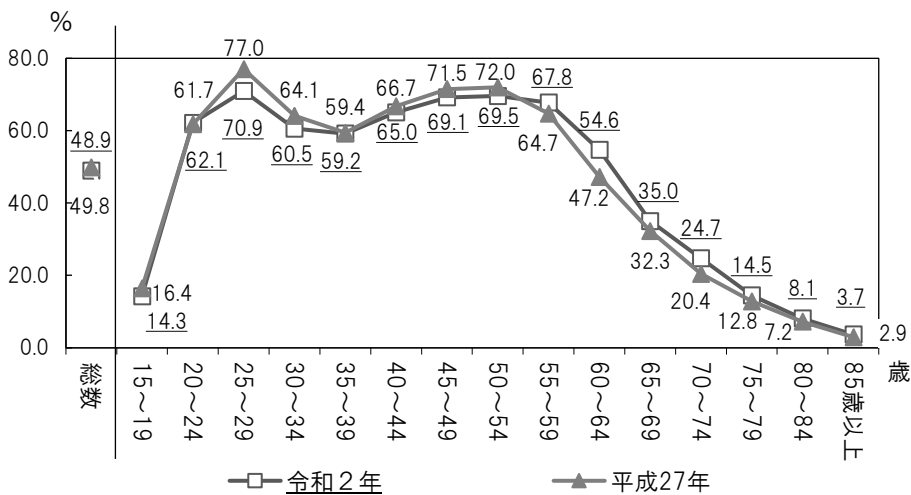
◆5歳階級別15歳以上就業率(印西市)



出典:国勢調査(令和2年)

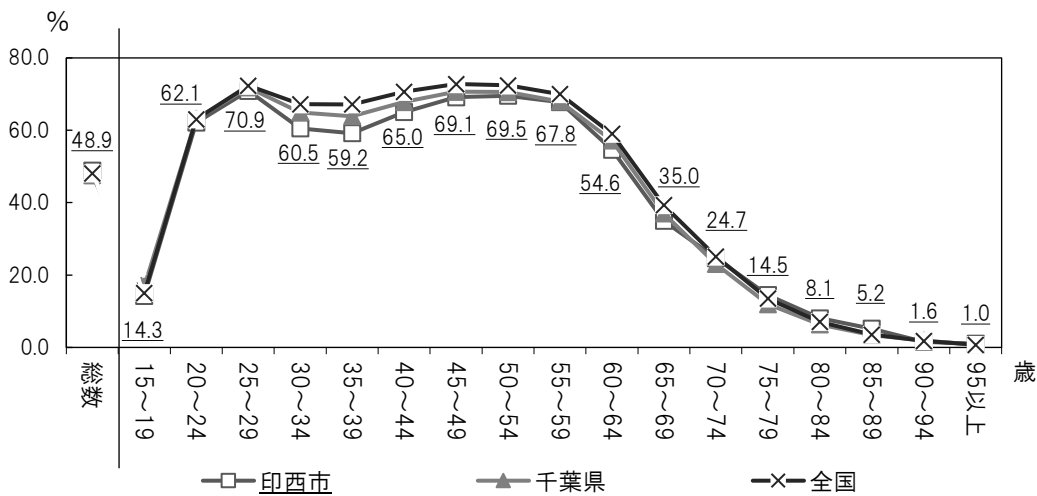
- 女性の労働力率(就業者と完全失業者の合計)は、平成27年と令和2年で概ね同様の傾向となっているものの、25歳～54歳ではわずかに減少しています。
- 国・県と比較すると、15～69歳まででは国、県よりわずかに低い水準で推移しています。

◆5歳階級別女性の労働力率の推移(印西市)



出典: 国勢調査(平成27年、令和2年)

◆5歳階級別女性の労働力率(国・県比較)



(歳)	総数	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 ～ 94	95 以上
印西市	48.9	14.3	62.1	70.9	60.5	59.2	65.0	69.1	69.5	67.8	54.6	35.0	24.7	14.5	8.1	5.2	1.6	1.0
千葉県	47.5	16.9	63.2	71.8	64.9	63.9	67.8	70.7	70.6	67.9	57.2	37.0	23.0	11.9	6.3	3.4	1.9	0.7
全国	48.1	15.0	63.1	72.3	67.2	67.2	70.7	72.8	72.4	70.0	59.0	39.3	25.1	13.5	7.1	3.5	1.8	0.7

出典: 国勢調査(令和2年)

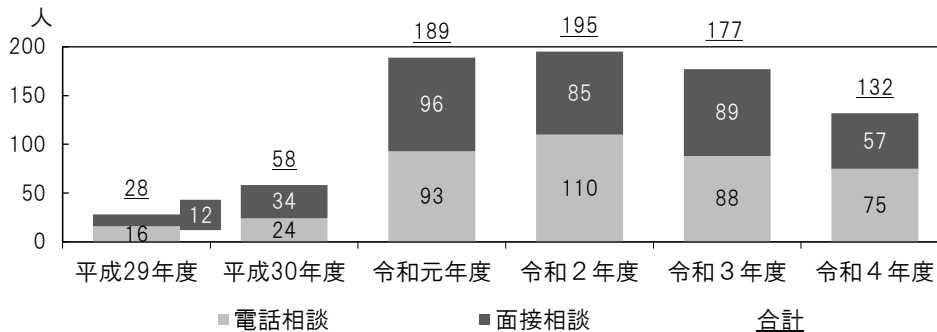
※全国、千葉県よりも高い場合に網掛けをしている。

※グラフ内の数値は、印西市のみ掲載している。

(4)あらゆる暴力に関する状況

- 本市で受けたDV相談者数は、令和元年度以降100名を超え、平成30年度以前と比較して高い水準になっています。
- 千葉県内市町村の相談窓口におけるDV相談の総数は1万件近い相談が続いています。
- 千葉県警察におけるDV事案の相談件数は増加傾向にあります。加害者との関係は、婚姻関係にあるものが約8割ですが、内縁関係の割合が年々増加しています。また、被害者の性別は、女性が多いものの、男性の占める割合が年々増加しています。

◆DV相談者数の推移(印西市)



◆千葉県内市町村におけるDV相談受理状況(単位:件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
平成27年度	9,375	4,939 (52.7%)	4,436 (47.3%)	7,872 (84.0%)	1,154 (12.3%)	71 (0.8%)	69 (0.7%)	209 (2.2%)
平成28年度	9,297	4,420 (47.5%)	4,877 (52.5%)	8,147 (87.6%)	844 (9.1%)	66 (0.7%)	78 (0.8%)	162 (1.7%)
平成29年度	8,832	4,365 (49.4%)	4,467 (50.6%)	7,648 (86.6%)	822 (9.3%)	96 (1.1%)	68 (0.8%)	198 (2.2%)
平成30年度	8,853	4,256 (48.1%)	4,597 (51.9%)	7,754 (87.6%)	809 (9.1%)	64 (0.7%)	70 (0.8%)	156 (1.8%)
令和元年度	9,140	4,502 (49.3%)	4,638 (50.7%)	7,888 (86.3%)	924 (10.1%)	89 (1.0%)	67 (0.7%)	172 (1.9%)
令和2年度	9,993	5,506 (55.1%)	4,487 (44.9%)	8,588 (85.9%)	1,042 (10.4%)	92 (0.9%)	58 (0.6%)	213 (2.1%)
令和3年度	10,543	6,186 (58.7%)	4,357 (41.3%)	9,191 (87.2%)	1,055 (10.0%)	51 (0.5%)	60 (0.6%)	186 (1.8%)

出典:令和4年度千葉県男女共同参画白書

◆千葉県警察におけるDV事案の相談受理状況(単位:件)

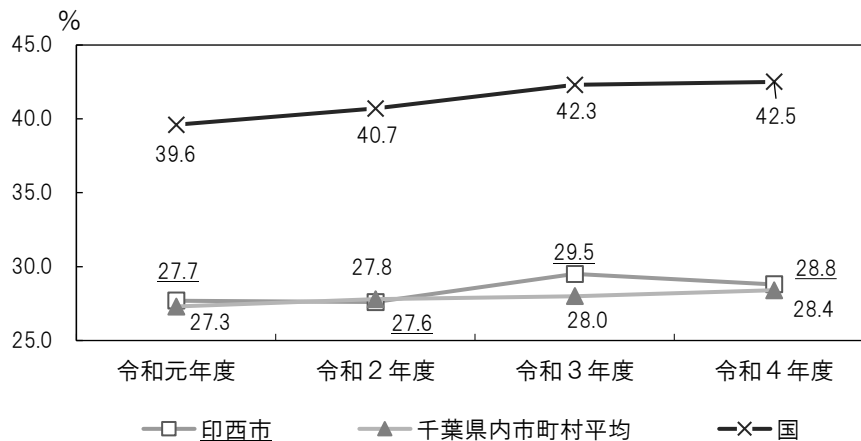
年度	総数(対応票作成件数)	加害者との関係		被害者の性別			
		関係	割合	性別	割合		
平成25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%
令和元年	3,725	婚姻	2,880	77.3%	女性	2,803	75.2%
		内縁	845	22.7%	男性	922	24.8%
令和2年	3,684	婚姻	2,801	76.0%	女性	2,733	74.2%
		内縁	883	24.0%	男性	951	25.8%
令和3年	3,897	婚姻	3,026	77.6%	女性	2,854	73.2%
		内縁	871	22.4%	男性	1,043	26.8%

出典:令和4年度千葉県男女共同参画白書

(5) 政策・方針決定過程への女性参画の状況

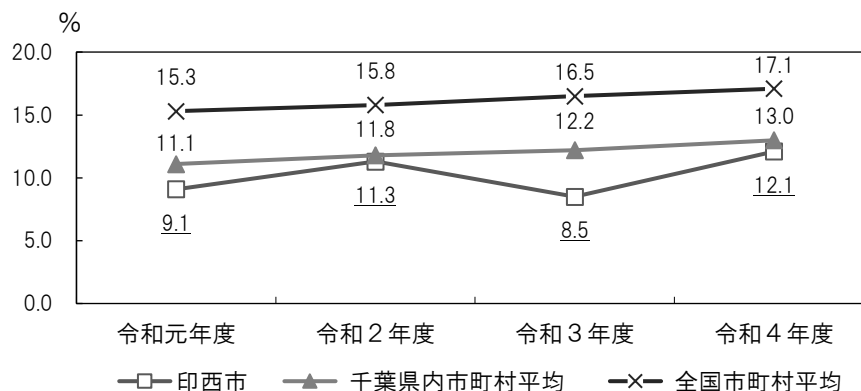
- 目標設定の対象である審議会等における女性委員比率は、27～28%台で推移し、千葉県内市町村平均と概ね同程度で推移しています。
- 市町村職員における女性管理職への登用率については、全国、千葉県内市町村平均を下回って推移しています。

◆ 目標設定の対象である審議会等における女性委員比率(国・県比較)



※印西市、千葉県内市町村平均：各年4月1日現在、国：各年9月30日現在
 出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

◆ 市町村職員における女性管理職への登用率(国・県比較)



※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。
 ※各年4月1日現在
 出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

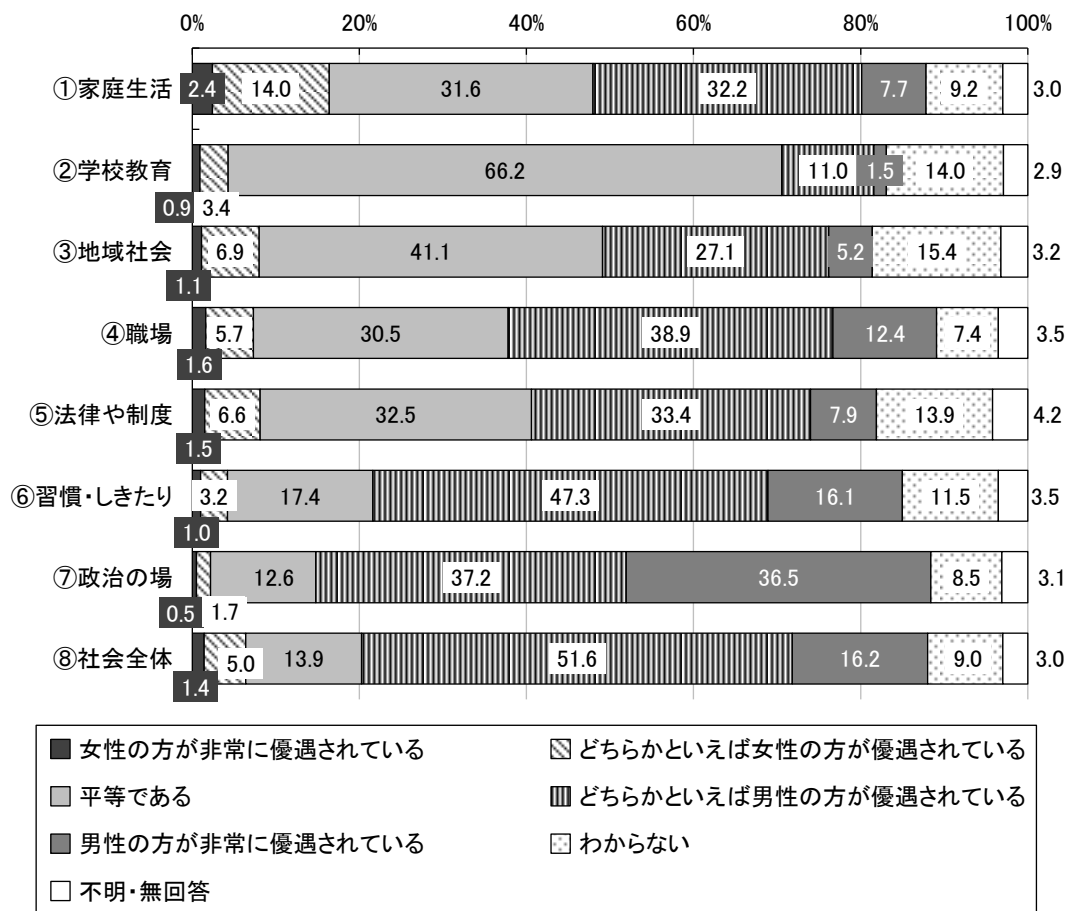
2. 意識調査にみる本市の現状

(1) 男女共同参画に関する意識の状況

- 男女平等の実現度について、「平等である」は[⑥習慣・しきたり]、[⑦政治の場]、[⑧社会全体]では20%未満と、他の分野と比べると大幅に低くなっています。また、[④職場]では比較的「平等である」との回答が多いものの、依然として男性の方が優遇されていると感じる人の合計が半数を超えています。

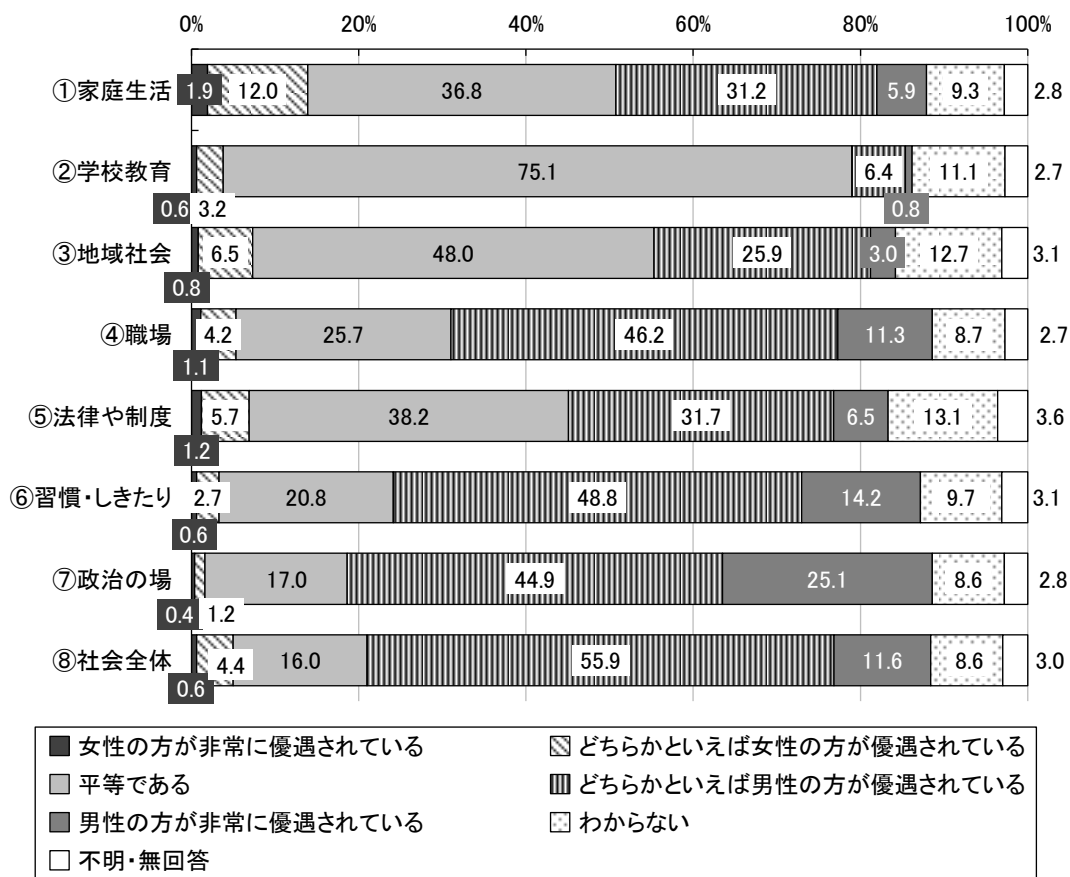
あなたは、次の分野で、男女平等が現在どの程度実現していると思いますか。(それぞれ1つに○)

◆男女平等の実現度



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年)

【参考】男女平等の実現度(平成 29 年)

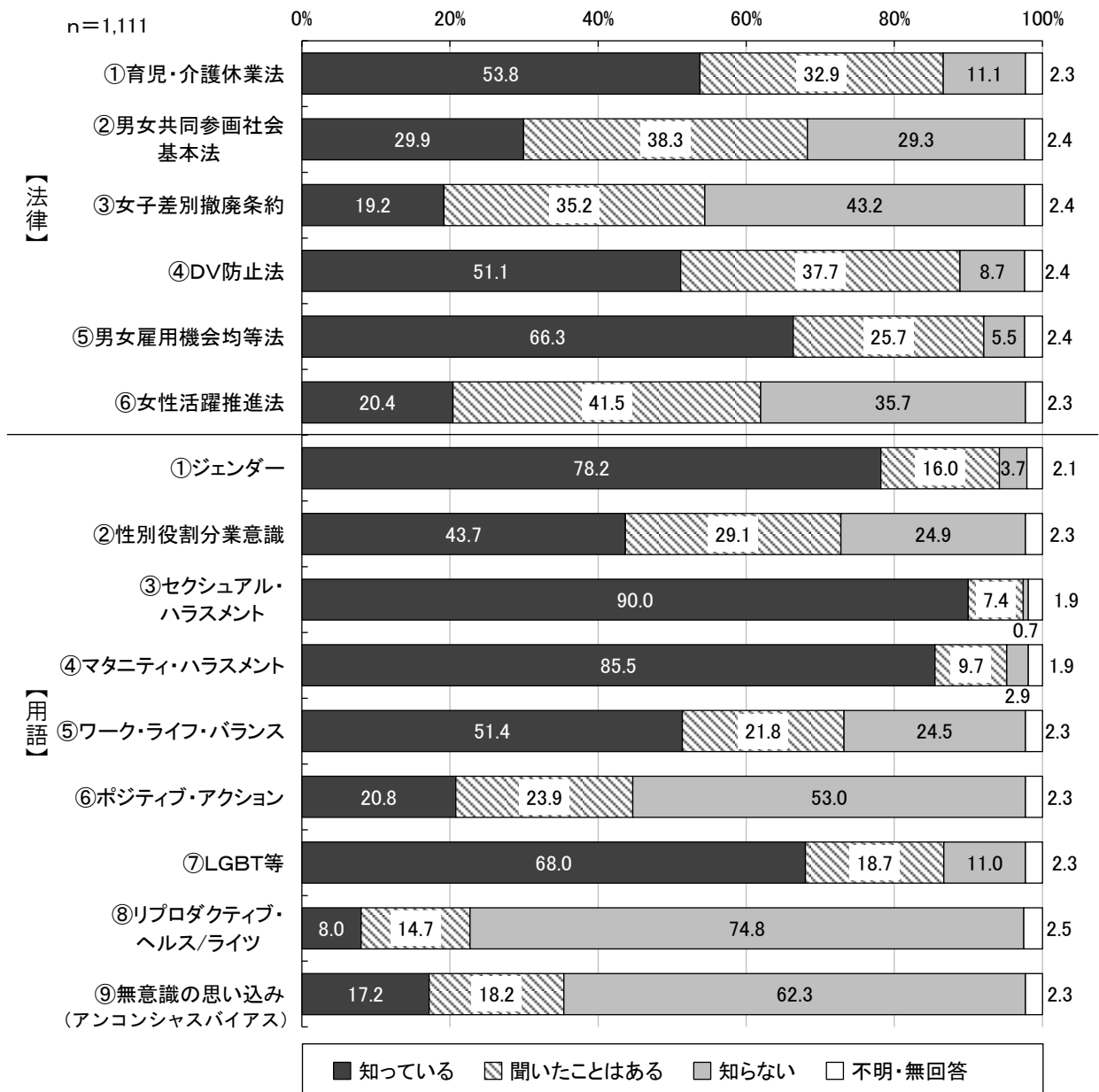


出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成 29 年)

- 男女共同参画に関する法律や用語の認知度について、法律では[③女子差別撤廃条約]、[⑥女性活躍推進法]では「知らない」の割合が多くなっています。用語では、[①ジェンダー][③セクシュアル・ハラスメント][④マタニティ・ハラスメント][⑦LGBT等]では「知っている」が高くなっています。前回調査より、法律の認知度は高まっていませんでしたが、用語の認知度は大きく上昇しています。

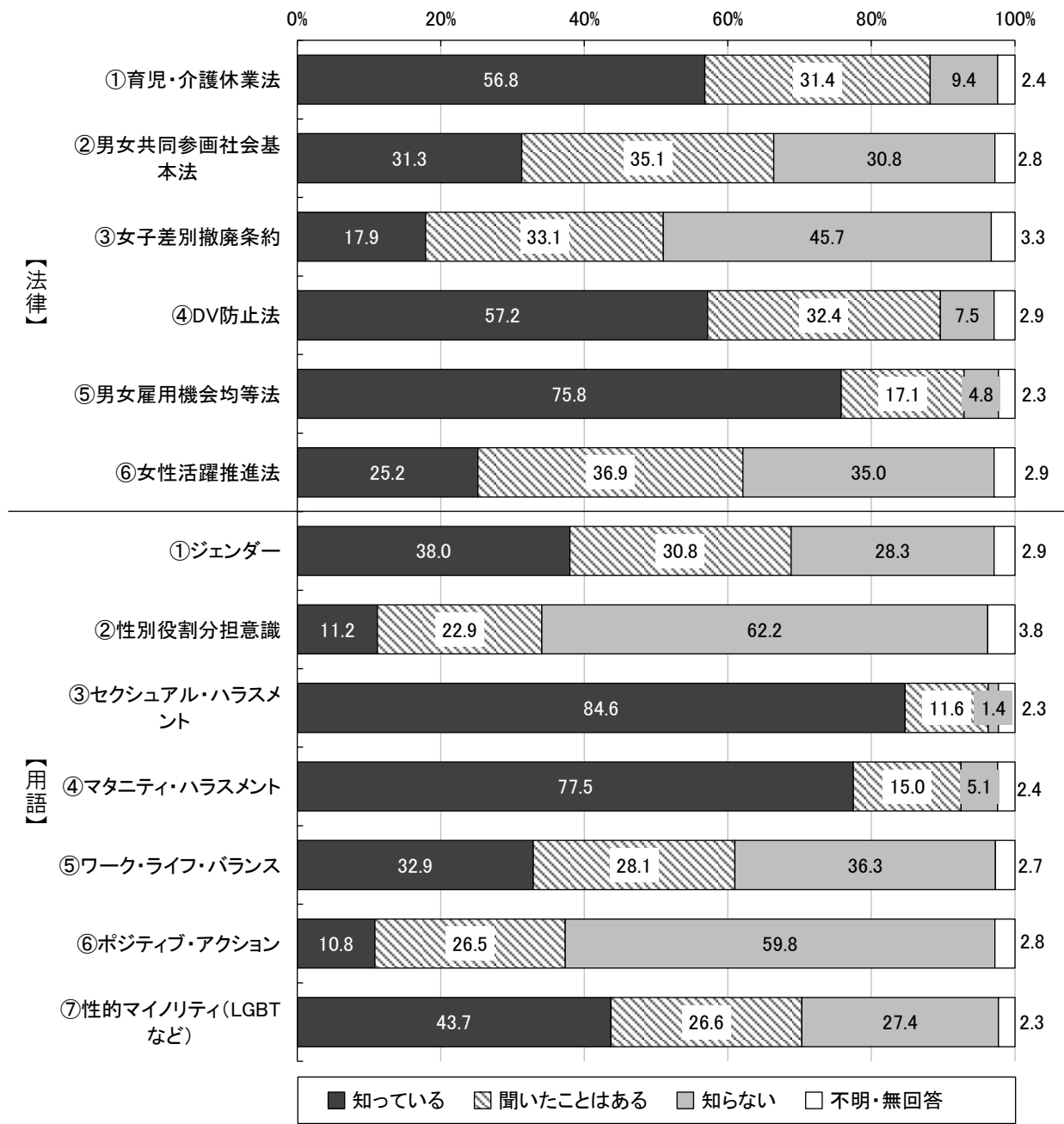
あなたは、次にあげるような「ことば」や「ことがら」をご存じですか。(それぞれ1つに○)

◆男女共同参画に関する法律や用語の認知度



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年)

【参考】男女平等の実現度(平成 29 年)

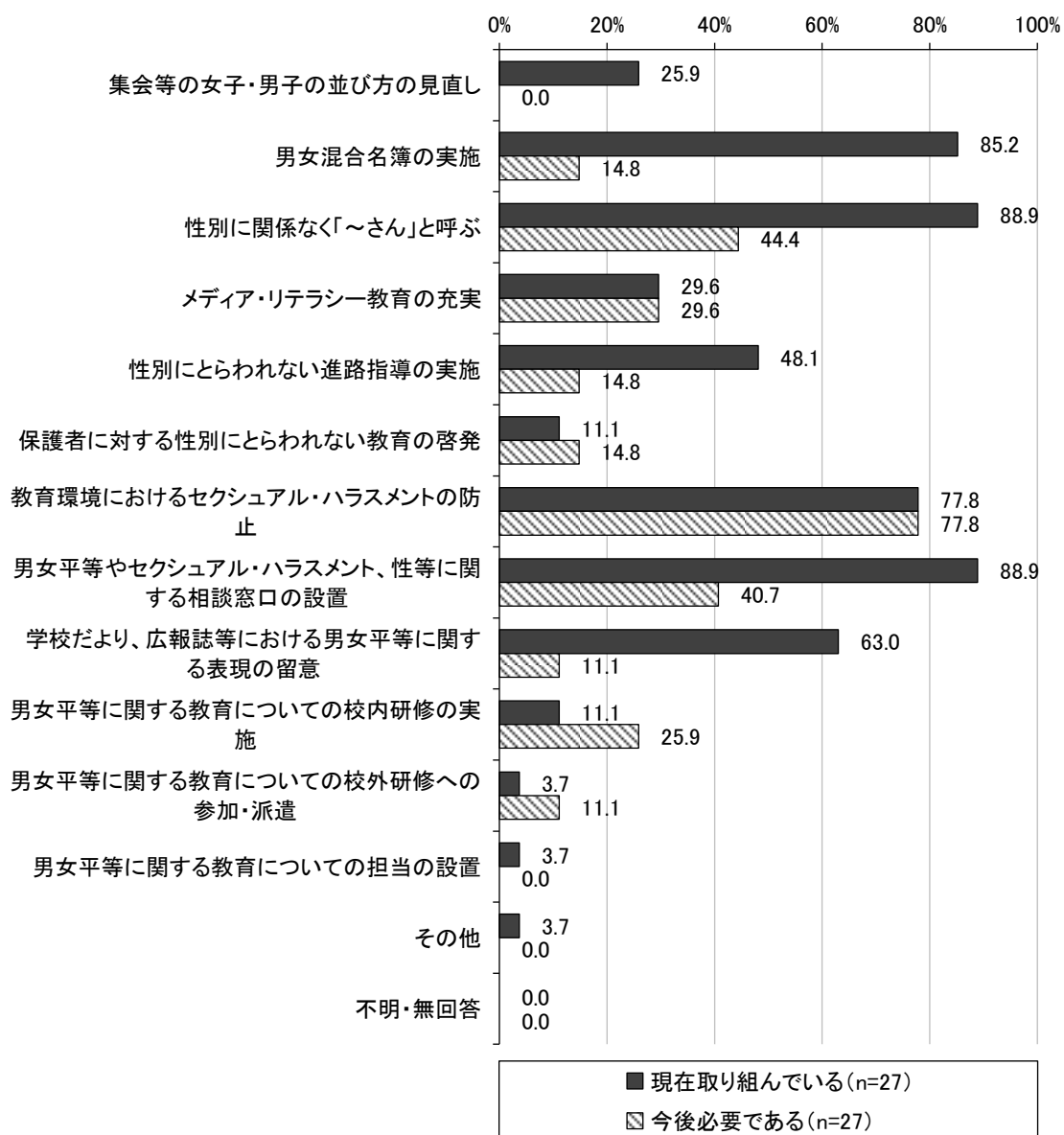


出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成 29 年)

- 学校において、男女平等に関する教育として取り組んでいることについては、「性別に関係なく「～さん」と呼ぶ」「男女平等やセクシュアル・ハラスメント、性等に関する相談窓口の設置」が最も高く、次いで「男女混合名簿の実施」、「教育環境におけるセクシュアル・ハラスメントの防止」となっています。
- 男女平等の実現のために必要だと思うことについては、「教育環境におけるセクシュアル・ハラスメントの防止」が最も高く、次いで「性別に関係なく「～さん」と呼ぶ」、「男女平等やセクシュアル・ハラスメント、性等に関する相談窓口の設置」となっています。

あなたの学校で、男女平等に関する教育として取り組んでいることは何ですか。また、男女平等の実現のために必要なのはどのようなことだと思いますか。（それぞれあてはまるものすべてに○）

◆男女平等に関する教育として取り組んでいること・実現に必要なこと



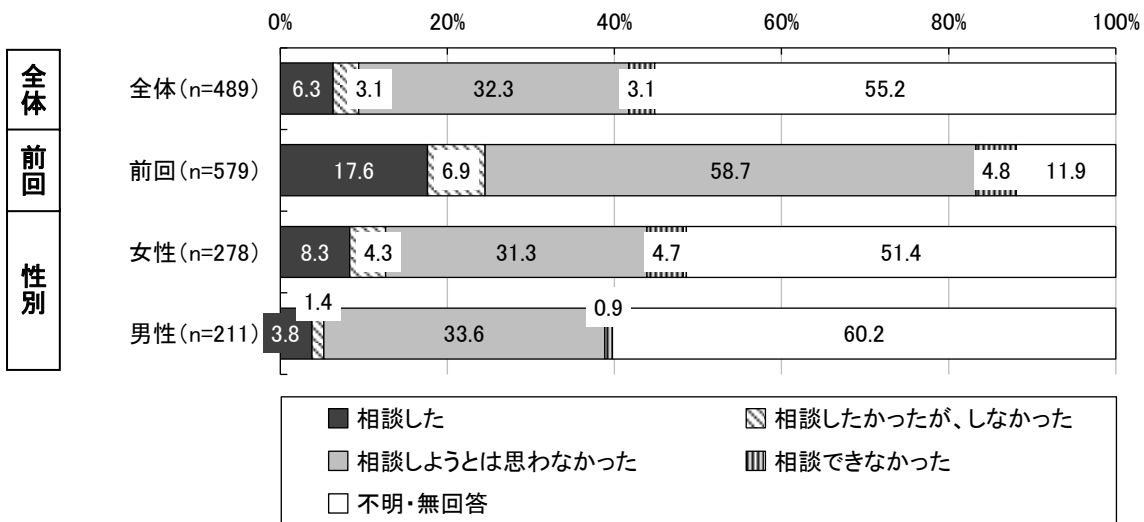
出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（小中学校調査）（令和4年）

(2)あらゆる暴力に関する状況

- DVを受けたときの相談状況については、「相談しようとは思わなかった」が32.3%と最も高く、次いで「相談した」が6.3%、「相談したかったが、しなかった」「相談できなかった」が3.1%となっています。

(DVの経験が「ある」「何回かある」を1つ以上回答した方)あなたは、その時誰かに相談しましたか。(1つに○)

◆DVを受けたときの相談状況(経年/性別)

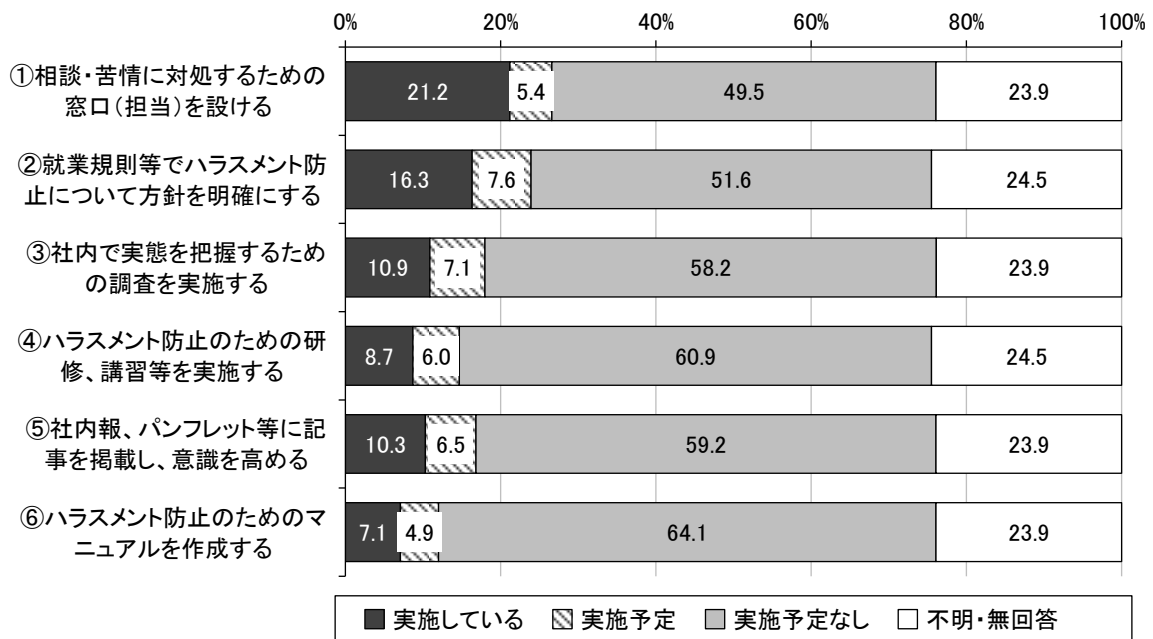


出典: 印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年、平成29年)

- ハラスメントの防止に対する取り組みについては、事業所では、「実施予定なし」がいずれの項目でも最も高く、取り組みを実施している項目については、相談・苦情へ対応するための窓口設置が21.2%、就業規則におけるハラスメント防止の方針明確化が16.3%となっています。一方、小中学校では、相談・苦情へ対応するための窓口設置や校内で実態を把握するための調査については「実施している」が100%となっており、他の項目についても「実施している」が最も高くなっています。

貴事業所において、次のようなハラスメントの防止に対する取り組みを行っていますか。(それぞれ○は1つ)

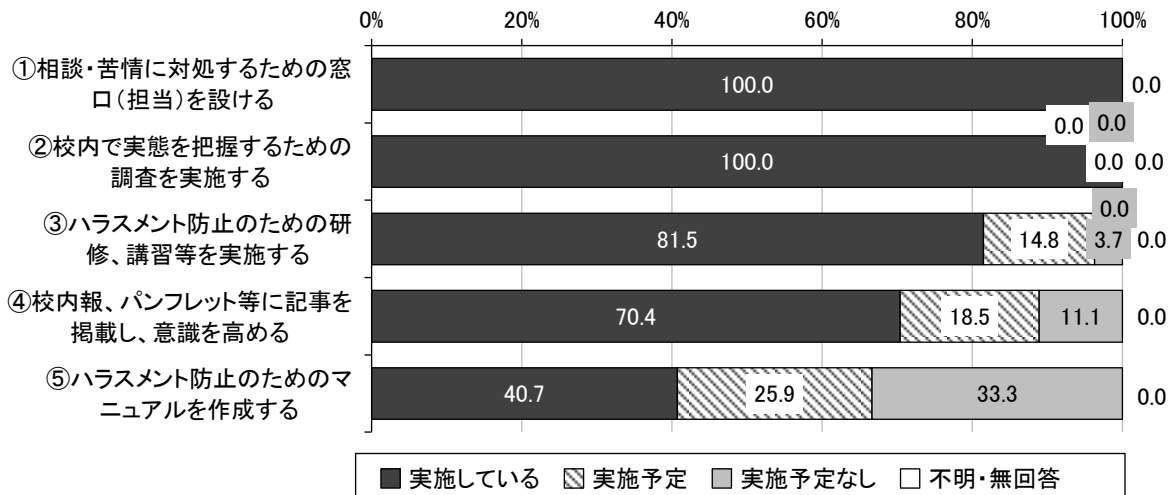
◆ハラスメントの防止に対する取り組み



出典: 印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(事業主対象調査)(令和4年)

あなたの学校において、ハラスメントの防止に対する取り組みを行っていますか。(それぞれ○は1つ)

◆ハラスメントの防止に対する取り組み



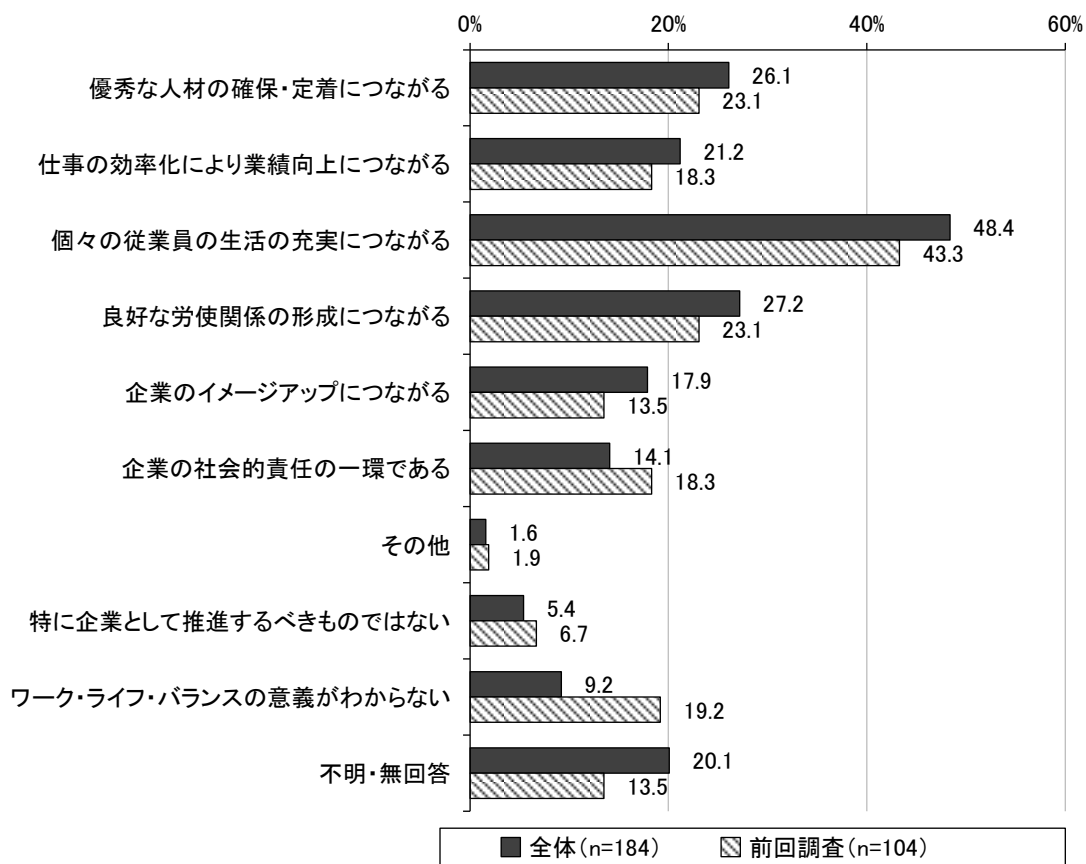
出典: 印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(小中学校調査)(令和4年)

(3)ワーク・ライフ・バランスの実現に関する状況

- 企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリットについて、「個々の従業員の生活の充実につながる」が最も高く、次いで「良好な労使関係の形成につながる」、「優秀な人材の確保・定着につながる」となっています。
- 前回調査と比較すると、「ワーク・ライフ・バランスの意義がわからない」が 10.0 ポイント減少しています。

【WLB の実施状況別】企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリット

◆企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリット



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(事業主対象調査)(令和4年、平成 29 年)

(4) 政策・方針決定過程への女性参画や女性のエンパワーメントに関する状況

- 各分野で女性のリーダーを増やす際の障害として、「家事・育児・介護などにおける配偶者・パートナーや家族の支援が十分ではないこと」が最も高く、次いで「育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」、「長時間労働の改善が十分ではないこと」となっています。
- 前回調査と比較すると、「育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が 10.1 ポイント減少しています。
- 性別にみると、女性は男性と比較して「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと」が 19.4 ポイント高くなっています。一方、男性では「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」が 11.2 ポイント高くなっています。

あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

◆各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となると思うもの(性別)

単位: %		と現時点を 持つ女性 が少なく ない	と女性自身 がリーダー になるこ と	望しな いこと や顧客 が女性 の部下 となる 男性	な長時 間労働 の改善 が十分 では ない	と企業 など におい ては、 管理 職	と企業 など におい て、 周囲 の	の企業 などが 十分に ないこ と	家事・ 育児・ 介護 など にお ける 配偶 者・ パー トナ ーや 家族	サ ー ビ ス が 十 分 で は な い こ と	そ の 他	障 害 と な る も の は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=1,111)		21.9	27.0	35.0	41.7	22.8	20.8	53.1	43.5	1.6	2.6	7.1	1.9	
前回	前回 (n=1,258)	20.9	22.7	31.9	38.2	27.2	-	55.6	53.6	2.6	3.1	6.1	4.2	
性別	女性 (n=630)	21.0	22.2	43.3	45.4	24.6	25.1	58.1	48.9	1.0	0.8	7.1	1.4	
	男性 (n=476)	23.1	33.4	23.9	36.8	20.2	14.9	46.4	36.6	2.3	4.8	7.1	2.3	

出典: 印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年、平成 29 年)

- 管理職に昇進することに対するイメージについては、「責任が重くなる」が最も高く、次いで「賃金が上がる」、「やるべき仕事が増える」となっています。
- 前回調査と比較すると、「自分自身で決められる事柄が多くなる」が 6.3 ポイント減少しています。
- 性別にみると、女性では男性と比較して「仕事と家庭の両立が困難になる」が 18.1 ポイント高く、男性では女性と比較して「自分自身で決められる事柄が多くなる」が 15.9 ポイント、「家族から評価される」が 6.8 ポイント、それぞれ高くなっています。

あなたは、管理職に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか。(あてはまるものすべてに○)

◆管理職に昇進することに対するイメージ(性別)

単位：%		やりがいのある仕事ができる	賃金が上がる	能力が認められた結果である	家族から評価される	自分自身で決められる事柄が多くなる	やるべき仕事が増える	責任が重くなる	やっかみが出て足を引っ張られる	仕事と家庭の両立が困難になる	その他	特にイメージはない	わからない	不明・無回答
全体	(n=1,111)	30.1	53.5	47.3	11.9	23.2	51.6	78.4	7.8	31.1	2.3	2.6	3.2	1.9
前回	前回(n=1,258)	32.4	59.2	49.3	13.4	29.5	52.3	80.5	7.3	28.4	1.0	2.1	2.7	4.8
性別	女性(n=630)	28.6	52.7	50.0	9.0	16.2	51.3	79.4	7.9	38.7	2.2	2.9	3.0	1.7
	男性(n=476)	31.9	54.2	43.9	15.8	32.1	51.7	77.1	7.8	20.6	2.1	2.3	3.4	2.1

出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(令和4年、平成 29 年)

第 3 章 基本計画（令和元年度～令和 10 年度）

1. 計画の基本理念と計画の目標

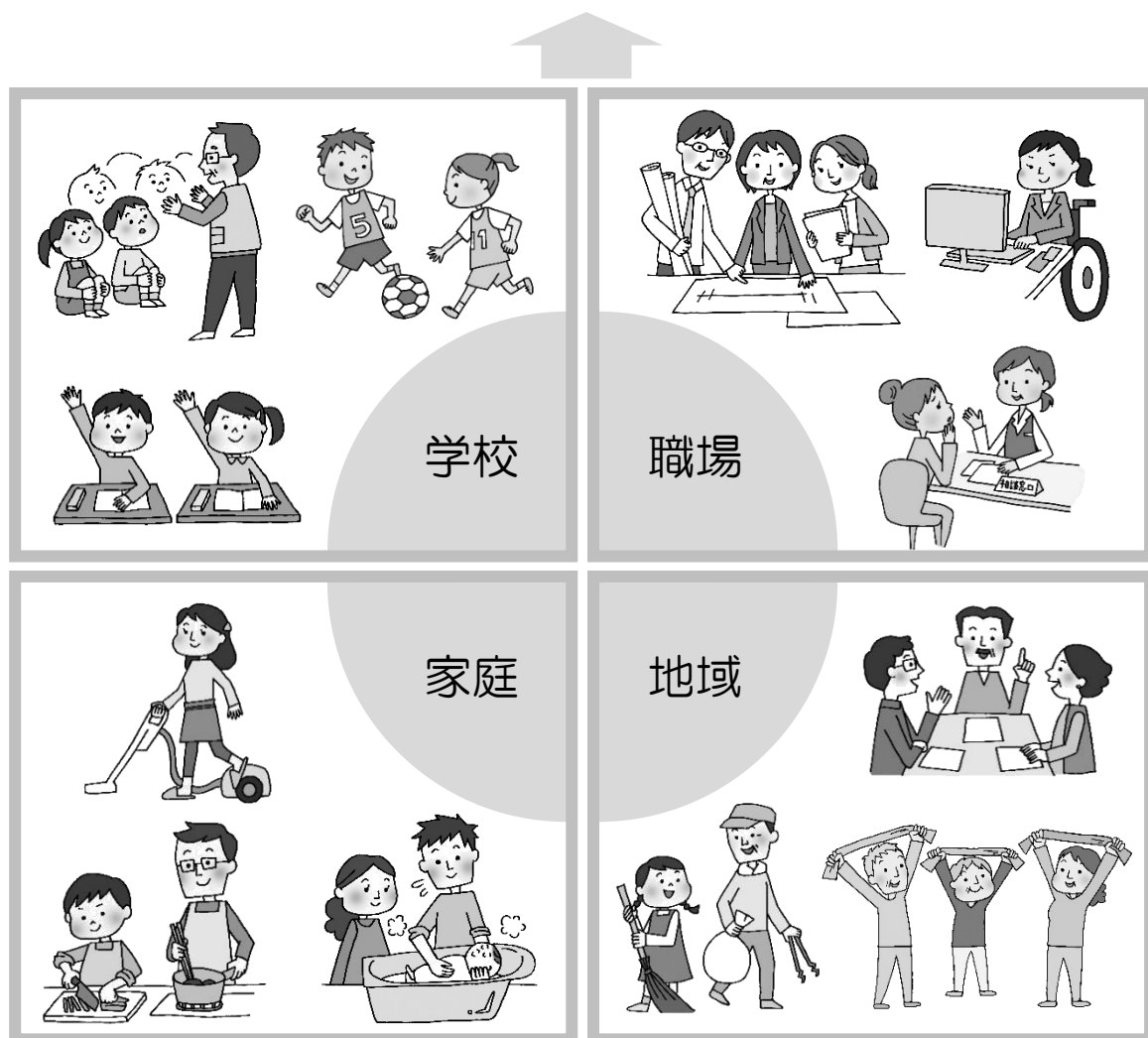
男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

男女共同参画社会の実現は、人口減少や急速な変革の中にある現代において、個々人の力を生かして社会を豊かにしていくために重要となっています。

本プランでは、男女共同参画社会基本法の中でうたわれているように、一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、誰もがいきいきと輝ける社会の実現を目指します。

また、本プランの推進を通して、一人ひとりが社会の一員として、その役割を果たし、男女共同参画社会の実現に寄与することを目指します。

目標「誰もがいきいきと輝ける社会の実現」



2. 計画の体系

重点目標	重点施策	具体的な施策	
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり	重点施策(1) あらゆる分野における男女共同参画意識づくり	1 男女共同参画に関する情報提供の実施	
		2 男女共同参画意識の啓発	
		3 男女共同参画の視点に立った教育の推進	
	重点施策(2) あらゆる暴力の根絶	1 DV等を許さない社会に向けた啓発	
		2 安全・安心が確保された相談支援	
		3 被害者支援のための連携体制の整備	
重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり	重点施策(1) 多様な働き方を選択できる環境づくり	1 男女がいきいきと働くための周知・啓発	
		2 多様な働き方への支援	
	重点施策(2) 地域社会で支える育児・介護の環境づくり	1 出産・育児に取り組む保護者のための支援	
		2 働く保護者のための育児支援	
		3 地域で暮らす高齢者のための介護支援	
	重点施策(3) 政策・方針決定過程への女性参画の促進	1 審議会等における女性参画の推進	
		2 管理職等への女性の登用促進	
	重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	重点施策(1) 生涯にわたる健康づくり	1 妊娠・出産等に関する健康支援
			2 「いのち」と「性」に関する教育の充実
3 性差や年齢差に応じた健康支援			
重点施策(2) 誰もが住みやすい地域づくり		1 障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者等への支援	
		2 多文化共生の推進	
		3 災害対策や町内会等の活動における男女共同参画の推進	

※「具体的な施策」については、第3次プランの評価等の現状を踏まえて今後見直しを行います。

※今後、各種データ等を踏まえて以下追記します。

第 4 章 実施計画（令和元年度～令和 10 年度）

第 5 章 推進体制

第 6 章 資料編
